

## 特定入所者介護サービス費の取扱いについて

平成 17 年 8 月 23 日  
仙台市健康福祉局介護保険課

1. 勸奨通知の送付対象者について  
改正前の「食事の標準負担額減額認定証」交付者(8月12日時点)を含む、利用者負担段階の第1段階～第3段階に該当すると思われる方を対象として、勸奨の通知を送付する。
2. 勸奨通知発送について  
定型封筒に勸奨通知・チラシ(別添の資料を参考)を封入し、8月24日に各区より一斉に送付する。
3. 負担限度額認定証の交付申請について  
「負担限度額認定証」は、要介護・支援認定者本人または家族の方からの居住している区役所への申請に基づき交付する。
4. 負担限度額認定証の色について  
改正前の 標準負担額減額認定証 の「緑色」から  
改正後の 負担限度額認定証 は「灰色」とし、9月5日(月)以降交付予定。
5. 認定の有効期限について  
これまで認定の有効期限は毎年5月31日までとなっていたが、改正後の負担限度額認定証の有効期限は6月30日までとなる。
6. 食費・居住費の負担見直しなどの制度改正内容の周知  
8月31日(水)ー介護保険給付費通知に同封するチラシに掲載  
9月1日(木)ー 市政だよりに掲載、及び市内の居宅介護支援事業所を対象としたケアマネ説明会を開催
7. その他
  - 介護保健施設等において変更が必要と思われる事項
    - ・ 運営規定の内容
    - ・ 重要事項説明書の内容
    - ・ 宮城県への届出事項
    - ・ 介護報酬の請求ソフト
    - ・ サービス利用者への請求書・領収書の様式等

# 介護保険制度改正のお知らせ(平成17年10月から)

## 施設サービスなど 利用者負担額が変わります

これまで在宅でサービスを利用する場合は、居住費や食費が自己負担となっておりましたが、施設サービス(ショートステイを含む)を利用する場合は、居住費や食費の一部が介護保険から支給されておりました。このため、今回の制度改正において「負担の公平性の観点」から施設サービスの居住費および食費が介護保険の支給対象外となり、平成17年10月からは在宅でサービスを利用している方と同様に、全額ご負担いただくことになりました。

### 〈対象となる施設〉

- 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- 介護老人保健施設(老人保健施設)
- 介護療養型医療施設  
(介護職員が手厚く配置された病院等)
- 短期入所生活介護・療養介護(ショートステイ)

※ これまで食材費をご負担いただいていた通所介護(デイサービス)、通所リハビリテーション(デイケア)をご利用される場合も、新たに食費をご負担いただくこととなります。

### これまででは…

施設サービスの利用者負担(1割負担)のほか、食費の標準負担額(食材費相当分)や日常生活費などの実費分をご負担いただいております。

**利用者負担(1割) + 食事の標準負担 + 日常生活費など**

### 10月からは…

利用者負担(1割負担)、日常生活費などのほか、あらたに居住費(室料・光熱水費相当分)や食費をご負担いただくこととなります。

**利用者負担(1割) + 居住費 + 食費(全額) + 日常生活費など**

※ これまでご負担いただいていた食費の標準負担額(食材費相当分)は、新たな食費負担の中に含まれます。

# お支払いいただく額のめやす(基準費用額)

(日額)

- 介護老人福祉施設
- 短期入所生活介護

## を利用した場合

	居住費(円)	食費(円)
ユニット型個室	1,970	1,380
ユニット型準個室	1,640	
従来型個室	1,150	
多床室	320	

- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- 短期入所療養介護

## を利用した場合

	居住費(円)	食費(円)
ユニット型個室	1,970	1,380
ユニット型準個室	1,640	
従来型個室	1,640	
多床室	320	

基準費用額は、食事の提供や居住等に要する平均的な費用を勘案して厚生労働大臣が定めた金額です。実際にお支払いいただく居住費・食費にかかる金額は、基準費用額をめやすとし、施設ごとに定められます。そのため、お支払いいただく金額が施設により異なる場合がありますので、ご利用金額の詳細については、各施設またはサービス事業所にお問い合わせください。

## 所得が少ない方の 負担を軽減する制度が創設されます

(「特定入所者介護(支援)サービス費」制度)

### 特定入所者介護(支援)サービス費とは…

施設サービスなどの居住費や食費が利用者の負担となったことにより、所得が少ない方の負担が重ならないよう、所得が一定基準以下の方の利用者負担額に上限を設けた新しい制度です。(この上限となる額を「負担限度額」といいます。)

「施設との契約により定められた利用者負担額」から右表2の「負担限度額」を引いた額が、特定入所者介護サービス費として介護保険から支給されます。したがって、サービスを利用する方が実際に負担する金額は、負担限度額となります。

※ 施設を利用した際の食費または居住費のいずれか一方でも、基準費用額を超える金額を支払った場合には、特定入所者介護サービス費が支給されず、費用の全額が利用者の負担となりますのでご了承ください。

**この制度のご利用には申請が必要です**

申請については、最後のページをご覧ください

〈表1：この制度をご利用いただける方〉

下表の利用者負担段階が、「第1段階」から「第3段階」に該当する方です。

利用者負担段階	対 象 者
第1段階	・世帯員全員が市町村民税非課税で、高齢福祉年金を受給している方 ・生活保護を受けている方
第2段階	・世帯員全員が市町村民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方 (課税年金：障害年金や遺族年金などの非課税年金以外の年金)
第3段階	・世帯員全員が市町村民税非課税で、利用者負担第2段階に該当しない方
第4段階	・本人が市町村民税非課税で、世帯の中に市町村民税課税者がいる方 ・本人が市町村民税を課税されている方

(注) 利用者負担第4段階の方が施設に入所し、食費・居住費を負担することにより、在宅で生活される他の世帯員が生計困難となる場合には、一定要件を満たす場合に限り、入所者の利用者負担段階を第3段階に変更できる場合があります。

〈表2：各利用者負担段階の負担限度額〉

(日額)

●介護老人福祉施設 ●短期入所生活介護		を利用した場合		●介護老人保健施設 ●介護療養型医療施設 ●短期入所療養介護		を利用した場合	
利用者負担段階	居室	居住費(円)	食費(円)	利用者負担段階	居室	居住費(円)	食費(円)
第1段階	ユニット型個室	820	300	第1段階	ユニット型個室	820	300
	ユニット型準個室	490			ユニット型準個室	490	
	従来型個室	320			従来型個室	490	
	多床室	0			多床室	0	
第2段階	ユニット型個室	820	390	第2段階	ユニット型個室	820	390
	ユニット型準個室	490			ユニット型準個室	490	
	従来型個室	420			従来型個室	490	
	多床室	320			多床室	320	
第3段階	ユニット型個室	1,640	650	第3段階	ユニット型個室	1,640	650
	ユニット型準個室	1,310			ユニット型準個室	1,310	
	従来型個室	820			従来型個室	1,310	
	多床室	320			多床室	320	

# この制度を利用するためには(申請からサービス利用までの流れ)

1 お住まいの区の区役所又は総合支所の介護保険担当窓口へ申請してください。

## 申請する時に必要なもの

- 介護保険被保険者証
- 所得を確認できるもの  
(市町村民税非課税証明書・被保護世帯証明書など)

\* 現在、介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設に入所されておらず、ショートステイもご利用されていない方の申請は不要です。ご利用される際に申請してください。

2 「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けてください。

認定された方にのみ、「介護保険負担限度額認定証」を交付します。  
認定証の有効期限を確認し、大切に保管してください。

3 サービスを利用するときには、認定証を提示してください。

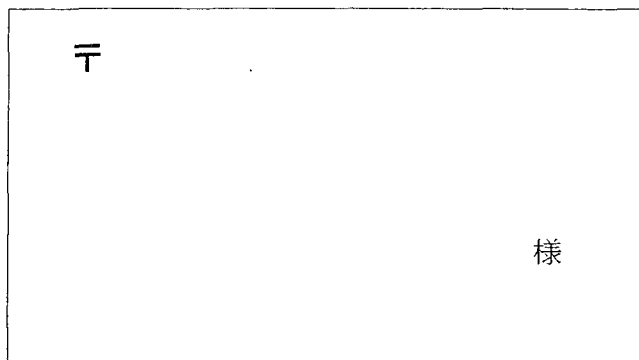
サービスを利用するときはこの認定証を事業者に提示することで、自己負担が負担限度額の範囲内で済むようになります。

## <標準負担額減額認定証をお持ちの方へ>

現行の「標準負担額減額認定」制度は、平成17年9月30日をもって廃止となります。有効期限が平成18年5月31日の認定証であっても、平成17年10月1日から無効となりますので、ご了承ください。

特定入所者介護サービス費に関するご質問等は、下記までお問い合わせください

青葉区役所	障害高齢課	介護保険係	TEL.225-7211(代)
宮城総合支所	保健福祉課	福祉係	TEL.392-2111(代)
宮城野区役所	障害高齢課	介護保険係	TEL.291-2111(代)
若林区役所	障害高齢課	介護保険係	TEL.282-1111(代)
太白区役所	障害高齢課	介護保険係	TEL.247-1111(代)
秋保総合支所	保健福祉課	福祉係	TEL.399-2111(代)
泉区役所	障害高齢課	介護保険係	TEL.372-3111(代)
仙台市役所	介護保険課	介護保険係	TEL.214-5225(直)



## 介護保険利用者負担に関する新しい制度のお知らせ （「特定入所者介護（支援）サービス費」のお知らせ）

この度介護保険制度が見直され、平成17年10月から、特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設に入所されている方（ショートステイの利用を含む）の「食費」と「居住費」については、原則として全額自己負担していただくこととなります。

ただし、所得が一定基準以下の方については負担限度額（上限額）を設定し、その額を超えた分については、介護保険で給付する制度が創設されました。（これを「特定入所者介護（支援）サービス費」といいます。）

この制度をご利用いただくためには申請が必要ですので、同封のチラシで制度の内容や収入等の要件をご確認いただき、該当すると思われる方は、お住まいの区の区役所又は総合支所の介護保険担当課へ申請して下さい。

なお、申請された方でも、所得要件等（同封チラシ参照）を満たさない方は、この制度をご利用いただけませんので、ご了承願います。

- \* 現在、特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設に入所されておらず、ショートステイもご利用されていない方の申請は不要です。ご利用される際に申請してください。
- \* 現在、「介護保険標準負担額減額認定証」並びに「社会福祉法人等利用者負担減免対象者確認証」をお持ちの方は裏面のお知らせをご覧ください。

◎10月から、この制度をご利用されたい方はお早めに手続きをしてください。

◎制度内容、手続き方法などについては同封のチラシをご確認ください。

なお、ご不明な点は下記までお問合せください。

お問い合わせ先

電話番号

（被保険者証番号）

☆「介護保険標準負担額減額認定証」(緑色)をお持ちの方へ

現在お手元にある「介護保険標準負担額減額認定証」は、有効期限が平成18年5月31日と記載されていますが、表面の制度見直しに伴い、平成17年10月以降はご使用できなくなります。

☆「社会福祉法人等利用者負担減免対象確認証」(オレンジ色)をお持ちの方へ

現在お手元にある、「社会福祉法人等利用者負担減免対象確認証」は、有効期限が平成18年6月30日と記載されていますが、社会福祉法人等利用者負担減免制度が変更されますので、平成17年10月以降はご使用できなくなります。

なお、変更後も引続き該当すると思われる方は、新たに申請が必要ですので、忘れずに手続きをお願いします。

(申請の際は現在お持ちの確認証を持参してください)

\*現在認定を受けられている方には手続き、変更後の要件等についてのチラシを同封しております。ご参照ください。

## 介護保険負担限度額認定申請書

フリガナ				保険者番号							
被保険者氏名				被保険者番号							
生年月日	明・大・昭	年	月	日生	性別	男 ・ 女					
住 所	〒 _____ 電話番号 ( ) _____										
介護保険施設等の所在地及び名称(※1)	〒 _____ 電話番号 ( ) _____										
入所(院)年月日(※2)	年	月	日								
負担限度額申請事由	1(1) 市町村民税世帯非課税者であって、老齢福祉年金受給者 1(2) 生活保護受給者 2 市町村民税世帯非課税者であって、合計所得金額と課税年金収入額の合計額が年額80万円以下 3 市町村民税世帯非課税者であって、1および2に該当する以外 4 その他( )										
(あて先)仙台区長 上記のとおり、食費・居住費に係る負担限度額認定の申請をします。  平成 年 月 日  住 所 _____ 申請者(本人氏名) 氏 名 _____ 電話番号 ( ) _____ 代筆者氏名 _____ (本人との関係: _____) 代筆者住所 _____											

※1 介護保険施設に入所(院)している方、もしくはショートステイをご利用されている方は記入してください。  
 ※2 介護保険施設に入所(院)している方は記入してください。ショートステイまたはその他の居宅サービスをご利用の方は記入不要です。

### 【仙台市処理欄】

認定内容	認定 ・ 却下 利用者負担段階 ( )	左記のとおり( 認定 ・ 却下 )してよろしいか伺います。						
【認定根拠】		起案年月日 : 平成 年 月 日						
ア. 市町村民税非課税証明書		決定年月日 : 平成 年 月 日						
イ. 被保護世帯証明書又は保護申請却下通知書								
ウ. 年金証書								
エ. 公簿( )								
オ. その他( )								
適用年月日	年 月 日から							
有効期限	年 月 日まで							
		<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 33%;">課 長</td> <td style="width: 33%;">係 長</td> <td style="width: 33%;">担 当</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	課 長	係 長	担 当			
課 長	係 長	担 当						

備		入力・照合	收受
考			